



2018年 2月22日

二本松市議会議長 野地久夫 様

<請願者>

二本松地方労働組合総連合
議長 佐原成典



<紹介議員>

平 敏子

中小企業・小規模事業者を支援し、最低賃金の大幅な引上げを求める意見書の提出について

<請願趣旨>

政府の統計では、雇用労働者の4割が非正規雇用になり、4人に1人が懸命に働いても年収200万円に届かないワーキング・プアという状況におかれています。こうした不安定雇用と低賃金は、とりわけ若者の自立や結婚、出産・育児等にも影響を与えており、大きな社会問題となっています。

その点で、地域別最低賃金がきわめて低い水準にあることは問題です。2017年の地域別最低賃金は、最高の東京都で時給958円、福島県では748円、最も低い県では737円です。福島県においては、フルタイムで働いても月収は約13万円にすぎず、自立した生活を送ることはできません。

また、福島県と東京都では、同じ仕事をしていても時給で210円、月額換算で3万6千円余、年額換算では約44万円もの格差があるため、若い労働者の県外流出の要因ともなっています。原発事故からの復興をめざす福島県にとって、こうした地域間格差を是正し、最低賃金を大幅に引き上げることが必要です。

2010年6月の「雇用戦略対話」では、「できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、2020年までに全国平均1000円を目指す」とした「政労使合意」も確認されています。最低賃金の引き上げのためには、欧米諸国のように政府が率先して大規模な中小企業支援策を講じる必要があります。福島地方最低賃金審議会は、2016年と2017年の「答申」において、福島県における中小企業・小規模事業者の経営は依然として、厳しい実態にあることを踏まえ、「政府におかれては、社会保険料の減免等即応性・実効性の高い施策の実施に積極的に取り組むこと」を求めています。

以上のことから、貴議会として国に向けた意見書を提出されるよう請願します。

<請願項目>

1. 2010年6月の雇用戦略対話にもとづく政労使合意を2020年までに確実に実行し、最低賃金の大幅引き上げを行うこと。
2. 全国一律最低賃金制度の確立等、地域間格差を縮小させるための施策をすすめること。
3. 中小企業・小規模事業者の負担を軽減するための直接支援として、社会保険料の減免等即応性・実効性の高い施策の実施に積極的に取り組むこと。

以上



意見書（案）

安倍内閣は、現在開会中の通常国会で、2月下旬にも、「働き方改革推進一括法案」を提出しようとしている。大きな社会問題となっている長時間労働の是正や非正規雇用労働者の処遇改善などをすすめるために、労働法制の規制強化は必要だが、法案はまったく逆の内容になっている。

とりわけ、労働時間にかかわる内容は、長時間労働の是正や過労死をなくすものではなく、逆にそれらを容認し、促進する内容になっている。新たに導入する「高度プロフェッショナル制度」は、年収1075万円以上の特定の労働者について、労働基準法で定める労働時間の規制から除外し、残業代を払わなくて良いとするもので、「残業代ゼロ」法案として批判が強く、長時間労働が広がることが懸念されている。また、実労働時間とは別に、あらかじめ労使委員会で決議した時間だけ働いたとみなす「裁量労働制」については、現在も長時間労働や不払い残業などの問題が指摘されている。問題をかかえた制度を営業職などにも拡大することは認められない。さらに、「時間外労働の上限規制」については、新たに「原則」を明記するものの、「特例」を設けることで、休日労働を含め、単月で100時間未満、2～6か月平均で80時間未満まで働かせることを容認している。過労死ラインを容認する上限は認められない。しかも長時間労働が著しい自動車運転、建設、医師、研究開発への適用は猶予、除外することも問題である。

法案では他にも、同一労働でも賃金格差を容認する内容や、国の雇用政策の柱を「職業安定」から「生産性向上」「多様な就業形態の普及」に転換し、労働法制が適用されない労働者を増やそうとする内容などが含まれている。法案は、8つの法律の改正が一括で出されているが、それぞれに、さまざまな問題点が含まれており、一括して改正するやり方も問題である。慎重な審議が求められている。

記

1. 「働き方改革推進一括法案」は廃案とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2018年 月 日

内閣総理大臣 安倍晋三 殿
厚生労働大臣 加藤勝信 殿